

「板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドライン」について

1 策定の経緯

平成29年3月に「幼稚園教育要領」（文部科学省）及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（内閣府/文部科学省/厚生労働省）、「保育所保育指針」（厚生労働省）が改定され、平成30年4月から施行された。

今回の改定では、これから迎える変化の大きい時代を子どもたちが「生き抜く力を育む」ことを踏まえて「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、乳幼児期の育ちが小学校やそれ以降の教育に繋がっていくことが明確にされている。

この3法改定の趣旨を踏まえ、0歳児から5歳児までの子どもの発達や学びの連続性を踏まえた質の高い乳幼児期の保育・教育を行うための一つの指針としてガイドラインの策定に向け取り組んできた。

策定にあたっては、平成30年3月に策定した「板橋区公立保育園ガイドライン」を基に、学識経験者、関係団体、関係各部署で構成される検討委員会において検討が重ねられ、検討委員会の提言という形で区側に提示された。それに加え、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を追記し、「乳幼児期の保育・教育ガイドライン」として取りまとめた。

2 ガイドラインの概要

別紙「乳幼児期の保育・教育ガイドライン」概要のとおり

3 ガイドラインの公開と活用方法

- ・区内保育・教育施設に配布
- ・区ホームページに公開するとともに、保護者向けの周知用リーフレットを配布
- ・保育・教育現場における活用と内容の理解を深めるため、ガイドラインを活用した研修を実施する。